

---

---

平成29年第5回大和町議会定例会会議録

---

---

平成29年9月8日（金曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番藤巻博史君及び12番平渡高志君を指名します。

---

日程第2「認定第2号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第3「認定第3号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第4「認定第4号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第5「認定第5号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第6「認定第6号 平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第7「認定第7号 平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第8「認定第8号 平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第9「認定第9号 平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第11「認定第11号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第12「認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議長（馬場久雄君）

日程第2、認定第2号 平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

おはようございます。

よろしくおねがいします。特別会計に入ります。

議案書の27ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付し議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては198ページからとなります。決算書の206ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。

1目から2目でございますが、全体での調定額につきましては6億8,419万2,354円でございます。収入済額につきましては5億5,275万9,742円でございます。徴収率につきましては80.79%となっております。28年度の現年分の徴収率につきましては、1目、2目全体で90.93%、滞納繰越分につきましては40.30%となっております。

続きまして、208ページをお願いいたします。

2 款でございます。1 項 1 目督促手数料につきましては、調定どおりの収入済みと  
なっております。

3 款 1 項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率負担金でございます。  
調定どおりの収入額となっております。

210 ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金につきましては、普通・特別財政調整交付金並びに国保制度関係業  
務準備の補助金でございます。実績に基づき調定どおりの収入額でございます。

続きまして、4 款療養給付交付金につきましては、退職者医療に係る交付金ござ  
います。社会保険診療報酬基金からの交付によるものでございます。

212 ページをお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金につきましては、65 歳から 74 歳までの前期高齢者分の交付金  
でございます。社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

6 款県支出金につきましては、県負担金、県補助金ともそれぞれ国庫支出金同様の  
内容となっております。調定どおりの収入額でございます。

214 ページをお願いいたします。

7 款共同事業交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するために国保連合  
会からの交付金でございます。調定どおりの収入となっております。

8 款財産収入につきましては、国保基金の利子となっております。

9 款繰入金から 220 ページの 11 款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利  
子、それから被保険者等への返納金等となっております。

222 ページの歳出をお願いいたします。

成果に関する説明資料 119 ページから 121 ページになりますので、あわせてご参照お  
願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。人件費を除き説明させていただきます。

7 節につきましては、事務補助員の賃金でございます。

9 節につきましては、職員の旅費となるものでございます。

11 節につきましては、コピー代、印刷代ほか消耗品代となるものでございます。

12 節につきましては、郵送料、通信運搬費でございます。

13 節につきましては、国保電算共同処理委託、国保事務共同電算処理システムの保  
守委託、国保レセプト点検業務の委託料となるものでございます。

18 節につきましては、納付金算定システムの端末を購入したものでございます。

2目団体負担金につきましては、国保連合会運営に要する町村割の負担金となるものでございます。

224ページをお願いいたします。

2項徴税費1目賦課徴収費は、国保税の徴収事務に要した経費となっております。

9節につきましては、職員の旅費でございます。

11節につきましては、課税通知、封筒等の印刷代などでございます。

12節につきましては、郵送料金と口座振替の手数料となるものでございます。

3項1目は、国保運営協議会に要した経費でございます。3回ほど開催してございます。

1節につきましては国保運営協議会委員9名の報酬、9節につきましては同委員会の費用弁償となるものでございます。

11節につきましては、消耗品代、お茶代などでございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度等の啓発用のパンフレットの経費、ジェネリックの通知等の経費となるものでございます。

226ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費につきましては、本町の医療費分としまして公費7割分を国保連合会へ支出した負担金となるものでございます。

5目については、レセプトの審査手数料となり国保連合会の支払いでございます。

2項高額療養費につきましても、高額医療費部分につきましてはの公費負担となるもので、7割分を国保連合会に支出した負担金となるものでございます。

228ページをお願いいたします。

3項葬祭費につきましては、国保世帯で亡くなられた方への35件分の葬祭費の交付金でございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、国保世帯20件分と差額支給1件に対しての交付金となっております。

230ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金から6款共同事業拠出金までですが、それぞれの医療費への支援金、負担金でございまして、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会への負担金となっているものでございます。

234ページをお願いいたします。

7款保健事業費1項特定健康診査等事業費。

1目につきましては、特定健診に要した委託経費でございます。受診者数につきま



しては2,145人で、人間ドック等の情報提供者も含めまして受診率は54.6%となっております。

11節につきましては、特定健診並びに結果説明会用の消耗品あるいは印刷代などでございます。

12節につきましては、郵送料でございます。

13節につきましては、特定健診の委託料となるものでございます。

2項保健事業費1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団検診等に要した経費となっております。

7節につきましては、健康づくり達人セミナーの看護婦等の賃金となるものでございます。

8節につきましては、健康づくり達人セミナーなどの講師の謝礼となるものでございます。

11節につきましては、達人セミナー時のパンフレット等の経費となるものでございます。

28節につきましては、各種検診の助成に対する繰出金となるものでございます。

236ページをお願いいたします。

8款基金積立金につきましては、基金利子の相当分でございます。

9款諸支出金につきましては、国保税の還付精算、医療費錯誤の精算による精算金等でございます。

238ページをお願いいたします。

10款予備費につきましては、9款1項3目の償還金に流用してございます。

240ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額につきましては、27億3,652万円となっております。支出総額につきましては、26億6,270万6,000円でございます。収入支出差引額については、実質収支と同額の1億7,381万4,000円でございます。

基金繰入額につきましては、8,700万円となるものでございます。

なお、決算年度末の国保会計財政調整基金の残額につきましては、1億4,035万6,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書28ページをお願いいたします。

認定第3号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては241ページからとなりますので、お願いいたします。

それでは、決算書245ページをお願いいたします。あわせまして、成果に関する説明書につきましては122ページからとなりますので、ご参照をお願いいたします。決算書245ページ、246ページでございます。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございます。収入済額3億9,413万8,210円となりまして、調定対比96.4%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰越分も含めまして1,168万9,517円となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項1目につきましては、督促手数料でございます。

3款国庫支出金1項1目の介護保険給付費でございますが、法で定められた介護給付費20%相当分の国庫負担金でございます。

247、248ページをお願いいたします。

2項1目の調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の交付金でございます。

2目地域支援事業につきましては、介護予防事業に係ります交付金でございます。

3目の介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴います事業費補助金でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の28%相当分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に係ります支払基金からの交付金でございます。

249、250ページをお願いいたします。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費12.5%相当分

の県負担金でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業に係ります県からの補助金でございます。

251ページ、252ページに係ります6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金1節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰入金でございます。

2節につきましては職員給与費等の繰入金、3節につきましては地域支援事業の介護予防事業に係ります繰入金、4節につきましては低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要したものでございます。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

253、254ページをお願いいたします。

9款諸収入でございますが、1項1目につきましては第1号被保険者の延滞金、2項1目町預金利子につきましては特別会計の預金利子でございます。

255、256ページに係ります3項2目返納金でございますが、高額介護サービス費に係ります返納金でございます。

3項4目雑入でございますが、介護予防プラン作成に係ります収入、グループホームすずらんの土地貸付料、任意事業になります配食サービス等の利用者負担分でございます。

257ページ、258ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。

8節報償費につきましては、デイサービスセンターひだまり、デイサービスセンターすずらん、グループホームすずらんの施設に係ります指定管理者候補者選定委員会委員への謝礼でございます。

11節需用費につきましては、事務用品やコピー代等の消耗品費、保険証等の印刷製本に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、国保団体連合会への介護給付費通知書作成処理手数料、グループホームすずらんの火災保険料のほか、郵送料の通信運搬費に要した費用でござ

ございます。

13節委託料につきましては、介護保険事務処理システム保守料及び制度改正等に伴いますシステム改修業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、グループホームすずらんに係ります土地借り上げ料に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、認知症の人と家族の会県支部及び国保連合会への公職改選に係りますウイルスバスターライセンス更新料の負担金でございます。

259、260ページをお願いいたします。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、11節需用費につきましては保険料納入通知書等の印刷製本費、12節役務費につきましては通知書の郵送料及び口座振替手数料でございます。

3項1目認定調査等費の8節報償費及び9節旅費につきましては、介護認定調査に係ります調査員への報償費、費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、事務用品等の購入に係ります消耗品、公用車の車検整備代、燃料費、認定調査用紙等の印刷製本に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、郵便料に係ります通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車保険料等に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査に係ります駐車場使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車車検時の重量税でございます。

261、262ページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費の1節報酬及び9節旅費並びに11節需用費につきましては、介護保険運営委員会委員16名への報酬、費用弁償及び運営委員会開催時のお茶代に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、大和町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務に係ります委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、介護サービスの実績に基づきます給付負担金でござ

ざいます。

1 項 1 目居宅介護サービス給付等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費、さらには住宅改修、福祉用具費に係りました給付費の負担金でございます。

2 目施設介護サービス給付等費につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費の負担金でございます。

263、264ページに係ります 3 目居宅介護サービス計画等費につきましては、ケアプラン作成等に伴います給付費の負担金でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費の負担金でございます。

2 項 1 目高額介護サービス等費でございますが、12 節役務費につきましては、郵送料のほか、高額介護サービス支給処理手数料といたしまして国保連合会へ支払った費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、高額介護サービスの給付費の負担金でございます。

2 目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担金を行ったものでございます。

3 項 1 目介護予防サービス給付等費及び264、265ページに係ります 2 目介護予防サービス計画給付等費の19 節負担金補助及び交付金につきましては、要介護認定の要支援 1、2 の方への介護予防サービスに係ります給付費の負担金でございます。

4 項 1 目につきましては、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金でございます。

5 項 1 目審査支払手数料の12 節役務費につきましては、平成28年度の介護給付費の審査手数料でございます。

267、268ページに係ります 3 款 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金の23 節償還金利子及び割引料につきましては、第 1 号被保険者への還付金、2 目償還金の23 節につきましては、平成27年度介護保険負担金の交付額確定に伴います国・県への償還金並びに平成27年度地域支援事業交付金の交付額確定に伴います社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援または要介護状態になる前の介護予防推進事業費でございます。

1 項 1 目一時予防事業費の 7 節賃金につきましては、健康貯金友の会事業に伴いま

す看護師等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、各行政区のいきいきサロンへの介護予防の出前講座の講師謝礼でございます。

11節需用費につきましては、出前講座に係ります資料等に要する費用でございます。

12節の役務費につきましては、郵送料等の支出を要しなかったものでございます。

13節委託料につきましては、介護予防サポーター養成講座の委託料でございます。

19節につきましては、総合事業費の精算に係ります負担金でございますが、支出を要しなかったものでございます。

2目2次予防事業費につきましては、2次予防事業対象者の把握及び通所型介護予防事業に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、実態把握のために要した看護師の賃金でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金の支出をしたものでございます。

269ページ、270ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、運動機能、口腔機能、認知機能向上事業の委託料でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、7節の賃金につきましては臨時の社会福祉士の賃金でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金等の消耗品代、公用車の燃料費及び車検整備に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、包括支援センターの電話料金、公用車の損害保険料及び居宅介護事業者の賠償保険に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、指定介護予防支援業務委託といたしまして、ケアプランの作成委託料及びシステム保守業務の委託料でございます。

271ページ、272ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃借料でございます。

27節につきましては、公用車車検整備に伴います重量税でございます。

2目総合相談支援事業費の7節賃金、9節の旅費につきましては、看護師等の賃金、交通費等の旅費でございますが、支出を要しなかったものでございます。

11節需用費につきましては、事務用品の購入に要した費用でございます。

3目権利擁護事業費の8節報償費につきましては、高齢者虐待対応実務者会議及び権利擁護研修会の講師謝金であります。

11節需用費につきましては、事務用品等の購入費でございます。

13節委託料につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への委託料でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、介護支援専門員の研修に要した費用でございます。8節報償費につきましては研修会時の講師謝礼、11節需用費につきましてはコピー料金等の支払いに要した費用でございます。

3項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業、あんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。

273、274ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、あんしんコールセンター協力員、お元気訪問員への謝礼、11節需用費につきましては会議開催時のお茶代、12節役務費につきましてはひとり暮らし老人等へのコール機器の取り付け、取り外し手数料及びボランティア保険料に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、あんしんコール機器借り上げ料でございます。

5款1項1目の予備費につきましては、備考欄記載の科目へ充用したものでございます。

275ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億9,457万4,000円、歳出総額19億1,770万8,000円、歳入歳出差引額7,686万6,000円、実質収支額7,686万6,000円でございます。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして、基金繰入額を3,900万円といたしたところでございます。

なお、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額は2,868万4,000円となっております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書に一旦お戻りいただきたいと思います。29ページをお開き願います。

認定第4号 平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成28年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては280ページをお開き願います。説明書につきましては130ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入の土地貸付収入につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所、東北電力からの貸付収入でございます。

同じく2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金は、財源調整のため、財産調整基金からの繰り入れでございます。

282、283ページをお願いいたします。

4款1項1目森林総合研究所支出金はございませんでした。

2項1目預金利子は、歳計現金利子でございます。

3項1目雑入につきましても、収入はございませんでした。

歳入合計では、予算現額が1,879万9,000円で、収入済額が1,923万7,811円でございます。

284ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目管理費につきましては、管理委員7名に要する費用でございます。

1節報酬につきましては7名分の報酬、9節旅費は管理会協議会の費用弁償でございます。

10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費の7節賃金は、用務員1名に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、予算書、決算書の印刷代、電気料でございます。

12節役務費は支出がございませんでした。

2目財産管理費7節賃金につきましては、直営造林地作業道刈り払い賃金でございます。

12節役務費につきましては、支出がございませんでした。



13節委託料は、森林管理巡視業務の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会、県水源地造林協議会等への負担金でございます。

286ページをお願いいたします。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、12節役務費、スギ及びカラマツに係る森林災害保険料でございます。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で組織いたします連絡協議会への負担金でございます。

28節操出金につきましては、一般会計への操出金で、説明書の130ページに対象団体、金額等について記載いたしてございます。

歳出合計、予算現額が1,879万9,000円、支出済額が1,856万2,478円でございます。

288ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,923万7,000円、歳出総額1,856万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額とも67万5,000円でございます。

それでは、また議案書にお戻りいただきたいと思っております。30ページをお開き願います。

認定第5号 平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成28年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書につきましては293ページを、説明書につきましては131ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金は、檀ノ下地区にあります直営造林地の除間伐に対する補助金でございます。

2款1項1目財産貸付収入は、吉田愛林公益会及び東北電力からの貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2項財産売払収入は、土地売払収入、立木売払収入とも収入がございませんでした。

3款繰入金でございます。

295ページをお願いいたします。

財産造成繰入金につきましては、財源調整のため財政造成基金から繰り入れを行ったものでございます。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入 1 項森林総合研究所支出金につきましては、壇ノ下の生物害防除、除伐の造林育成に対し交付されたものでございます。

2 項預金利子につきましては、歳計現金利子です。

3 項の雑入につきましては、歳入がございませんでした。

歳入合計予算現額877万3,000円に対しまして、収入済額877万2,313円でございます。

297ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては管理委員 7 名の費用でございまして、1 節報酬は管理委員 7 名の報酬、9 節旅費は管理会、協議会の費用弁償、随員の職員旅費でございます。

10 節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、11 節需用費は事務消耗品、予算・決算書の印刷代でございます。

12 節役務費は、支出がありませんでした。

2 目財産管理費の 7 節賃金は、支出がございませんでした。

12 節役務費は、森林育成事業事務取扱手数料、森林国営保険料でございます。

13 節委託料は、壇ノ下地内の除間伐に要した費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

299ページをお願いいたします。

3 目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、12 節役務費は国営保険料を計上いたしましたが、研究所と協議の結果、不用となったものでございます。

13 節委託料は、除伐、生物害防除に要した費用でございます。

4 目諸費につきましては、19 節負担金補助及び交付金は財産区連絡協議会への負担金、28 節繰出金は説明書131ページに記載してございます団体へ助成を行うため一般会計へ繰り出しを行ってございます。

歳出予算現額合計877万3,000円、支出済額合計811万1,968円でございます。

301ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額877万2,000円、歳出総額811万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額とも66万円でございます。

議案書の31ページにお戻りいただきたいと思えます。

続いて、認定第6号 平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成28年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

決算書は306ページを、説明書につきましては132ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂地区、さらにNTT設備用地貸付の収入でございます。

同じく2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金につきましては、財源調整のための財産造成基金からの繰り入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

308ページをお願いいたします。

4款1項預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

2項雑入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計予算現額が513万6,000円、収入済額513万6,969円でございます。

310ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、管理委員7名の費用でございます。

1節報酬は7名の報酬、9節旅費につきましては管理会、協議会の費用弁償並びに随員の職員旅費でございます。

10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は事務消耗品、予算・決算書の印刷代でございます。

12節役務費は、支出がございませんでした。

2目財産管理費の7節賃金は、落合財産区誘致の火防線の仮払い賃金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、支出がございませんでした。

3目諸費の19節負担金補助及び交付金は、財産区連絡協議会への負担金でございます。

す。

28節繰入金につきましては、説明書132ページに記載いたしております団体へ一般会計を通じまして助成するための繰り出しでございます。

312ページをお願いいたします。

歳出合計予算現額513万6,000円、支出済額が489万4,415円でございます。

314ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額513万6,000円、歳出総額489万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額、実質収支額とも24万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、議案書にお戻りいただきたいと思っております。議案書32ページをお願いいたします。

認定第7号 平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、319ページ、320ページをお願いいたします。説明書につきましては133ページとなりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

1款1項1目利子及び配当金につきましては、基金の利子分でございます。

2款1項1目教育寄附金につきましては、収入がございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、基金からの繰入金でございます。

2項1目一般会計繰入金につきましては、収入がございませんでした。

321ページ、322ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目町預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償

還金で、69名からの償還をいただいたものとなっております。

なお、収入未済額は47万2,500円となっております。未納者は5名でございます。未納者とは定期的に連絡をとり督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、323ページ、324ページをお願いします。

歳出となります。

1款1項1目事業費の21節貸付金は、大学生21名に対して奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、大学生の貸付金は、月額で3万円となっております。

次に、2目事務費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、奨学事業審議会3回の開催における委員の報酬、費用弁償となっております。

11節需用費は、予算書・決算書印刷代でございます。

12節役務費は、郵便料金でございます。

25節積立金につきましては、奨学事業基金への利子分の積み立てを行ったものでございます。

次に、325ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額811万円、歳出総額776万2,000円、差引額が34万8,000円となり、実質収支額につきましても同額の34万8,000円となっているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書をお願いいたします。33ページになります。

認定第8号でございます。平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては326ページからになります。成果に関する説明資料について

は134ページをお願いいたします。

決算書の330ページをお願いいたします。

1 款につきましては、後期高齢者の医療保険料でございます。特別徴収・普通徴収合わせまして、調定比率につきましては98.27%となっております。

2 款につきましては、使用料及び手数料が督促手数料の収入となっているものでございます。

3 款繰入金につきましては、一般会計の繰入金となります。事務費、人件費のほか、保険料軽減相当分の繰り入れを行ったものでございます。

332ページをお願いいたします。

4 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金となるものでございます。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金につきましては、県後期高齢者広域連合からの27年度分の保険料の還付金となるものでございます。

334ページをお願いいたします。

3 項につきましては、預金利子となるものでございます。

4 項受託事業収入につきましては、県後期高齢者広域連合から健康診断の受託料ということでございます。473名が受診してございます。

336ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費につきましては、後期高齢者会計の運営事務に要した経費でございます。人件費を除きまして説明させていただきます。

11 節につきましては、特別会計予算・決算書並びにパンフレット等の印刷、コピー代などがございます。

12 節につきましては、郵送料となるものでございます。

13 節につきましては、後期高齢者健康診査委託料並びに後期高齢者医療システムの保守委託料となるものでございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

11 節につきましては、医療保険通知、封筒などの印刷などがございます。

12 節につきましては、郵送料と口座振替手数料となるものでございます。

338ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金となるものでございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金につきましては、年度途

中で保険料の確定、変更等のあったものの還付金となるものでございます。

340ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2 億 528 万 4, 000 円、歳出総額 2 億 170 万 8, 000 円となりまして、歳入歳出差引額が実質収支額と同額の 357 万 6, 000 円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 08 分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

認定第9号でございます。平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成28年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書341ページ以降でご説明させていただきます。

なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書135ページになりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書の345ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節公共下水道費受益者負担金現

年度分につきましては、収入済額70万2,440円で、収納は調定どおりとなっております。

2節滞納繰越分につきましては、収入済額が53万1,990円となっております。

2款使用料及び手数料でございます。1項1目下水道使用料1節現年度分につきましては、収入済額4億529万7,736円で、収納率99.3%でございました。

2節滞納繰越分でございますが、調定額779万1,520円に対しまして収入済額316万7,886円でございます。このうち、使用料の賦課漏れ分の決算状況でございます。調定額530万8,721円に対しまして、今年度までの収納額合計が382万3,833円でございます。平成28年度分といたしまして41万8,813円収納となっております。合計での前年度収納率64.1%に対しまして、7.9%増の72.0%となっている状況でございます。

2目土木使用料1節公共使用料については、道下土地下水路占用料でございます。

2項手数料1目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料等で、調定どおりの収入となっております。

347ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございます。1項1目下水道費国庫補助金でございますが、下水道整備事業は事業費の2分の1の補助金がそれぞれ収入済みとなっております。収入済額2,976万2,000円の内訳といたしまして、工事分で2,550万円、業務委託分で421万2,000円となっている状況でございます。

4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入及び349ページになりますが、7款町債の公共下水道債、資本平準化債、流域下水道債等につきましては、調定どおりの収入となっているところでございます。

次に、351ページの歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほかに使用料金等の賦課徴収、それから水質規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。

主なものといたしまして、人件費を除き説明させていただきます。

7節賃金でございますが、都市下水路の清掃用賃金でございますが、支障木の伐採を通常行っておりますが、現状を見まして伐採の必要がなかったために支出を行っていないものでございます。

9節旅費につきましては、下水道公社主催の担当課長会議が県内での開催となったため、支出がなかったものでございます。



11節需用費は、マンホールポンプの電気料、修繕料などに要した費用でございます。

12節役務費でございます。マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管等の清掃手数料などでございます。

13節委託料は、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所30カ所の水質検査委託料、そのほかマンホールポンプの保守点検、清掃委託に要した費用でございます。

次に、353ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、下柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借り上げ料でございます。

16節原材料費につきましては、公共ますの防護ふたの購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道の維持管理負担金と仙台市への下水道管理負担金が主なものでございまして、補助金は、水洗便所改造資金貸し付けに係る利子補給金24件分の支出でございます。

27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税でございます。

2項1目建設費でございますが、公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道等への建設負担金が主なものでございます。

9節旅費につきましては、全国下水道展が毎年開催されてございますが、本年28年につきましては名古屋での開催となったものでございますので、参加を見合わせたというところでございます。

11節需用費につきましては、事業に係る消耗品でございます。

13節委託料につきましては、吉田川流域関連公共下水道全体計画変更業務、マンホールポンプ浮上防止対策詳細設計及び地質調査業務等に要したものでございます。

14節は、積算システムの借り上げ料でございます。

15節工事請負費でございますが、補助事業分として小鶴沢ポンプ場、ほかのマンホールポンプ場のポンプと操作盤の更新工事、南部コミュニティセンターにマンホールトイレ設置工事等を実施したものでございます。町単独事業といたしましては、町道改良工事に伴います蒜袋マンホールポンプ場制御盤の移設工事等に要したものでございます。

18節備品購入費につきましては、南部コミセンに設置いたしましたマンホールトイレ用の備品として、移動式手押しポンプ等を購入したものでございます。

次に、355ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金についてでございますが、宮城県が維持管理してござい

ます吉田川流域下水道と仙台市への建設負担金となるものでございます。

2款公債費につきましては、1項1目元金償還104件の償還費用、2目の利子は116件の償還金利子の支払い分でございます。

なお、平成28年度末借入残高は、前年より2億4,014万3,000円減の44億7,488万7,000円となっております。

次に、357ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億6,709万6,000円、歳出総額8億5,310万8,000円、歳入歳出差引額1,398万8,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1,398万8,000円となったものでございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。

認定第10号 平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定により、平成28年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書358ページ以降で説明させていただきます。

あわせまして、成果に関する説明書137ページにご参照いただきたいと思います。

決算書の362ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金は、関係地区の受益者分担金でございます。

1節滞納繰越分につきましては、収入済額30万6,000円でございます、収納率は36.5%となっているところでございます。

2款使用料及び手数料でございます。

1項1目農業集落排水処理施設使用料1節現年度分につきましては、収入済額820万9,969円で収納率は98.1%でございました。

2節滞納繰越分は、収入済額29万2,031円で収納率70.8%となっております。このうち、使用料の賦課漏れ分の収納状況でございます。調定額129万9,974円に対しまして、賦課漏れ分は全額収納してございます。

続きまして、3款繰入金でございます。一般会計からの繰入金で、28年度決算は4,933万8,000円で、歳入額全体の構成割合は79.7%となっているところでございます。

続きまして、364ページをお願いいたします。

繰越金でございます。4款繰入金は、前年度から繰り越しでございます。

5款諸収入は、1節預金利子でございます。

366ページの歳出をお願いいたします。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプの維持管理等に要した経費でございます。人件費を除き説明させていただきます。

主なものといたしまして、11節需用費はクリーンセンターマンホールポンプの電気料、消耗品代などでございます。

12節役務費は、使用料収納事務手数料などに要したものでございます。

13節委託料は、処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県集落排水事業推進協議会への負担金でございます。

続いて、公債費でございますが、368ページをお願いいたします。

2公債費1項1目元金でございます。利子はそれぞれ16件の起債償還分でございます。元金、利子ともでございます。16件の償還分でございます。

なお、平成28年度末借入残高につきましては、前年より2,748万6,000円減の5億5,606万5,000円となっております。

370ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,189万6,000円、歳出総額5,802万3,000円、歳入歳出差引額387万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の387万3,000円となっております。

以上でございます。

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

認定第11号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定により、平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の370ページ以降で説明させていただきます。主要な施策の成果に関する説明書は、138ページでございます。ご参照いただきたいと思います。

決算書の375ページ、歳入歳出決算事項別明細書でございます。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金でございますが、新規設置 7 基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2 款使用料及び手数料でございます。1 項 1 目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行しております370基に係る使用料収入でございます。

1 節現年度分の収入済額1,122万3,362円ございまして、収納率は99.5%となっているところでございます。

2 節の滞納繰越分は、50.7%の収納率でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、7 基の新規整備分に伴います国庫補助金ございまして、補助対象交付基準額の 3 分の 1 の補助金が収入済みとなっているところでございます。

377ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、財源調整のための繰り入れでございます。

5 款繰越金は前年度からの繰越金で、6 款諸収入は預金利子でございます。

7 款町債 1 項 1 目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものでございます。

379ページをお願いいたします。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽370基の維持管理に要したものでございます。

主なものでございます。11節需用費は、事務費に係る印刷製本費、浄化槽の修繕費でございます。

12節役務費は浄化槽の法定検査手数料に要したものでございます。

13節委託料は、保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。

19節負担金補助及び交付金は、浄化槽普及促進協議会への負担金でございます。

2 項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用でございます。

381ページをお願いいたします。

11節需用費でございますが、事業に係る消耗品費でございます。

15節工事請負費は、浄化槽 7 基の新たな設置工事を実施したもので、その地区別の内訳でございますが、吉田地区 6 基、落合地区 1 基となっております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区における浄化槽整備 1 件に対します補助金で交付したものでございます。

2 款公債費 1 項 1 目元金につきましては 5 件の償還、2 目利子につきましては 10 件

の償還支払い分でございます。

なお、平成28年度末借入残高は121万6,000円増の1億3,781万1,000円となっております。

383ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,757万円、歳出総額5,346万7,000円、歳入歳出差引額410万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の410万3,000円となっているところでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書37ページでございます。

認定第12号 平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の384ページからの平成28年度大和町水道事業会計決算報告書で説明させていただきます。なお、本事業の実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書139ページ以降に記載し整理してございますので、あわせてご参照願いますようお願いいたします。

それでは、決算書の384ページ、収益的収入及び支出から説明させていただきます。これらはいずれも消費税込みの決算報告書となっております。

収入でございます。

1 款水道事業収益につきましては、決算額10億3,501万8,503円となりまして、前年対比で0.4%の減となっております。

内訳といたしまして、1 項営業収益8億2,036万5,011円でございます。

2 項営業外収益は、2億1,427万1,509円となっております。

3 項特別収益でございます。38万983円につきましては、過年度分の東京電力の報償金の追加の交付がありましたので、現年収益と分けまして特別収益としているところでございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用につきましては、決算額9億5,545万8,035円となりまして、前年対比6.1%の増となっております。

1 項営業費用は、9億2,853万3,218円ございまして、前年対6.1%の増となって

ございます。

2項営業外費用でございます。2,605万4,645円で、前年対比0.4%の増となっております。

3項特別損失でございます。87万172円となっております。これは不納欠損や過年度の水道料金の還付などに要したものでございます。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は7,956万468円となっているところでございます。

次に、386ページの資本的収入及び支出でございます。これにつきましても、税込額の金額となっております。

第1款資本的収入でございます。決算額3,791万3,000円で、前年対比45.3%の減となっております。

1項企業債690万円で前年対比54.3%の減でございます。

2項出資金2,794万6,000円で前年対比28.1%の減、3項補助金は前年より1,205万3,000円減の306万7,000円となっております。

これらの減につきましては、対象となります事業費が少なくなったということで、事業費に対して交付されるものでございますので、収入も減になっているというところでございます。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出につきましては、決算額1億8,557万6,385円でございます。前年対比39.5%の減となっているところでございます。

1項建設改良費は、9,221万4,160円で、前年対比57.7%の減となっております。これは宮床1号・松坂配水池の耐震補強工事に伴う事業費が主なものでございます。

2項企業債償還金につきましては、9,224万2,225円で、前年対比4.3%の増となっております。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,766万3,385円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から1億4,095万1,385円、消費税資本的収支調整額671万2,000円をもって補填いたしましたものでございます。

なお、繰り越しでございますが、本年第4回定例議会の諸般の報告においても説明させていただいているところでございますが、県道大和松島線、鶴巣大平地内の西川橋のかけかえ工事に伴う配水管の移設工事を地方公営企業法第26条の規定によりまして、2,279万8,800円を繰り越しといたしているところでございます。

次に、388ページの損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっ

てございます。収益及び費用の項目ごとの状況は、395ページからの収益費用明細書で整理いたしておりますので、概括的な説明とさせていただきたいと思っております。

1 営業収益でございます。営業収益で7億5,993万9,736円で、前年対0.6%の減となっております。

2 営業費用でございます。8億7,898万2,882円でございます。前年対比6.1%の増となったものでございます。営業損失でございます。1億1,904万3,146円の営業損失となっているところでございます。

次に、3 営業外収益でございますが、他会計補助金1億4,438万円、長期前受金戻入5,568万1,163円が主なものでございまして、合計2億1,357万4,785円となっているところでございます。

営業外費用でございます。支払利息2,324万3,593円が主なものでございまして、営業外収支でございますが、1億8,767万1,820円の黒字、営業損失を合わせました金額6,882万8,674円の経常利益となったものでございます。

5 特別利益と6の特別損失を合わせました当年度純利益につきましては、6,816万4,487円となっております。前年度繰越利益剰余金236万7,160円を合わせました当年度末未処分利益剰余金につきましては、7,053万1,647円となったものでございます。

次に、389ページの剰余金の計算書でございます。

前段につきましては、前年度の剰余金の状況を記載しているところでございます。中段部分に当年度の変動額を記載してございまして、資本金、それから剰余金の変動額を示しているところでございます。

合計でございます。資本金合計31億4,371万4,940円、譲与金合計が3億2,555万9,575円でございます。資本金と剰余金を合わせました資本金合計につきましては、38億2,702万3,954円となっているところでございます。

続きまして、391ページ、剰余金処分計算書案（案）でございます。

これにつきましては、28年度で生じた未処分利益剰余金の処分方法を議会の議員の皆様にお諮り申し上げるものでございます。議会の議決を賜りました後に、利益剰余金の処分をさせていただくものでございます。未処分利益剰余金7,053万1,647円のうち減債積立金の積み立てに7,000万円をいたすものでございます。次年度への繰越利益剰余金は、53万1,647円といたすことをお願いするものでございます。

次に、392ページ、貸借対照表でございます。これにつきましては、資産の部、負債の部、資本の部と記載させていただいております。

資産の部、固定資産でございます。

(1) 有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などがございますが、合計57億2,267万3,154円でございます、前年対比で2.0%の減となっております。

(2) 無形固定資産は、電話加入権、それからダム使用権でございます、59万5,993円となっております。

(3) 投資その他資産でございます。投資有価証券3億4,775万7,000円でございます、国債の満期到来等によりまして前年より1億4,925万7,692円減となっております。固定資産合計でございますが、前年比4.2%減の60億7,102万6,147円となっております。

2 流動資産でございます。現金、預金、未収金などございまして、7億34万6,347円となっているわけでございます。資産合計は、67億7,137万2,494円ございまして、7,040万6,083円が前年より減となっているところでございます。比率約1%でございます。

次に、393ページ、負債の部でございます。

3 固定負債でございます。固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債でございます、10億6,338万536円となっております。

4 流動負債であります。建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、その他流動負債でございます、合計額2億1,162万9,196円となっております。

5 繰り延べ収益でございます。公営企業会計制度の見直しによるもので、償却資産の取得等に伴う補助金等をその収益源として計上いたしました長期前受金27億9,097万234円に、長期前受金を収益化した金額といたしまして、長期前受金収益化累計額11億2,163万426円ございまして、負債合計につきましては29億4,434万8,540円となっているところでございます。

資本の部でございます。

資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入資本金、それから減債積立金、建設改良積立金等の組み入れなどを行った場合の組入資本金の合計となるものでございまして、資本金合計は31億4,371万4,940円ございまして、前年比0.9%の増となっているところでございます。

次に、7の剰余金でございます。

資本剰余金でございますが、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などございまして、合計3億5,774万9,439円ございまして、前年と変わりはありません。

(2) 利益剰余金でございます。各種減災積立金、建設改良積立金、利益積立金等の各種積立金と当年度未処分利益剰余金の合計でございまして3億2,555万9,575円と



なっているものでございます。

剰余金合計につきましては6億8,330万9,014円、資本合計につきましては38億2,702万3,954円でございます。負債資本合計は67億7,137万2,494円でございます。392ページからの審査合計と一致するものでございます。ちなみに、資本合計38億円でございますが、390ページの剰余金計算書の資本合計と一致するものでございます。

次に、394ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。公営企業会計制度の見直しによりまして、平成26年度から導入となったものでございます。以前の資金計画書に書いて作成し説明申し上げたものでございます。当年度の資金の流れを、営業活動、投資活動、財務活動に分類いたしましてあらわすものでございます。

まず、営業活動によるキャッシュフローでございます。企業の営業活動により生み出されますキャッシュフローでございます。当期純利益6,816万4,487円、それから非資金項目の調整には原価償却費、長期前受金戻入、賞与引当金の増減額の合計でございます。1億1,956万3,364円でございます。営業活動による資産及び負債の増減でございますが、資産の増減につきましては、未収金等の増減でございます。9,032万3,762円を、負債の増減につきましては、未払金、前払金などの増減でございます。2,923万9,602円を計上しているものでございます。中段以降に営業活動によりキャッシュフローを記載してございます。合計3億3,263万3,402円となるものでございます。

2投資活動によるキャッシュフローでございます。建設投資や固定資産の売買によるキャッシュフローをあらわしたものでございまして、建設投資額とその資金となる補助金などで収支を計算するものでございます。まず、建設改良費といたしまして8,550万2,160円を投資してございます。上記実施に係る収入といたしまして3,101万3,000円につきましては、国庫補助金、それから一般会計出資金をあらわしているものでございます。投資活動による負債の減につきましては、5,676万8,784円でございます。投資有価証券の増でございます。1億4,925万7,692円を合わせまして、投資活動によるキャッシュフロー合計3,687万9,748円となっているところでございます。

次に、財務活動によるキャッシュフローでございます。借り入れ、返済によるキャッシュフローをあらわしたものでございまして、企業債の発行690万円、企業債を償還いたしました9,224万2,225円で、財務活動によるキャッシュフロー合計は8,534万2,225円のマイナスとなっているものでございます。現金及び現金同等物の増加額2億8,417万925円でございますが、営業、投資、財務活動それぞれのキャッシュフローの合計額となるものでございます。資金期首残高3億4,166万2,395円と合わせまして、

資金期末残高は6億2,583万3,320円となっているものでございます。

次に、395ページの収益費用明細書でございます。消費税抜きの金額となっております。

主なものでございます。1款水道事業収益1項1目給水収益でございますが、水道料金とメーター使用料合わせまして6億9,154万1,240円でございます。前年対比1.9%の増でございます。

2目受託工事収益は1,987万9,728円でございます。河川改修に伴い北河原橋の配水管移設工事分の補償を事業主でございます国から受けたものでございますので、収益を伴うものでございますので、受託工事収益と入れているものでございます。

3加入金につきましては、給水加入金でございます。前年対比40.7%の減となっております。

4その他営業収益でございます。1節材売収益といたしましてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2節手数料は設計審査手数料、開栓手数料などでございます。3節雑収益は、下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などでございます。

2項営業外収益でございます。1目他会計補助金は一般会計補助金でございます。上水道に対する高料金対策補助金、それから留保水量解除見合い分、簡易水道管理費などございまして、前年比7.8%の増となっているものでございます。

2目受取利息及び配当金でございます。預金及び有価証券等の配当金でございます。

3開発負担金でございますが、民間アパートなどによるものでございます。

4目長期前受金戻入でございます。みなし償却制度の廃止により収益化することになったものでございます。

5目雑収益は、第三者による施設破損に伴う損害請求などございまして、収益合計でございますが、9億7,389万6,504円でございます。前年度に比較いたしまして0.3%の減となっているところでございます。

次に、397ページ、費用でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費の主なものでございますが、1節から3節までは職員人件費でございます。

4節につきましては、窓口受付等事務補助員及びマッピングシステム構築に伴う管路等の調査に要した補助員の賃金でございます。

7節通信運搬費は、電話料、監視用テレメーターの専用回線料などでございます。

8節保険料は、自動車、建物、機械設備などに係るものでございます。

9節委託料は、メーター検針、水質検査、メーター交換業務委託、マッピングシステム構築の28年度委託費に要したものでございます。

12節動力費でございますが、町内5カ所のポンプ場における動力の電気料でございます。

14節修繕費は、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。

15節受水費でございます。4億9,476万727円でございますが、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比で1.2%の増となっているところでございます。

16節賃借料は、水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上げ料でございます。

2目受託工事費につきましては、歳入でも申し上げましたが、落合前の北河原橋のかけかえに伴う工事費でございます。工事費分の補償を受けているところでございます。

3目総係費は、運営管理に要する事務費でございます。1節報酬は水道事業審議会の委員11名分の報酬でございます。

2節は、審議委員会委員の費用弁償、それから職員旅費でございます。

3節会議費は、審議委員会用のお茶代でございます。

4節負担金は、日本水道協会等への負担金でございます。

398ページに移っているわけでございますが、5節委託料でございます。水道庁舎の宿日直業務委託料でございます。

8節賃借料につきましては、水管橋の添架による借上げ料ということで、NTTに支払っているものでございます。

4目減価償却費はでございます。建物、構築物、車両、機械器具などの固定資産の本年度償却分でございます。

5目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用でございます。1目支払利息は企業債利息の支払い分、2目雑支出は第三者による施設破損修繕費でございます。

3項特別損失は、不納欠損及び過年度の還付等でございます。

費用の合計9億573万2,017円ございまして、前年度と対比いたしまして5.9%の増となっているところでございます。

続きまして、399ページ、固定資産明細書をお願いいたします。

有形固定資産の種類でございます。土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具機器、建設仮勘定の種類別に整理してございますが、合計で説明させていただきます。

年度当初現在高97億6,960万9,618円でございますが、当年度増加額は4億5,014万3,074円でございます。当年度減少額3億6,464万916円で、当年度末現在高は98億5,511万1,778円となっているところでございます。当年度の増加につきましては、配水管の布設などによる構築物の増加、機械及び装置は鶴巣南ポンプ場の機械更新による増加となっているものでございます。建設仮勘定は、耐震化事業に伴う宮床1号・松坂配水池耐水補強工事実施設計業務委託分と、それから簡易水道から下水道へ切りかえを行いました若畑ポンプ場整理分についてでございます。

減少分につきましては、前年度まで実施してございました中峯2号配水池の耐震補強工事分を本勘定に振替を行った分でございます。

次に、減価償却額であります。年度末償却未済高は57億2,267万3,154円となっているところでございます。

次に、(2)無形固定資産明細でございます。年度当初額62万7,704円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高は59万5,993円となっているところでございます。

401ページをお願いいたします。

会計方針でございます。重要な会計方針に係る事項に関する注記について記載させていただいております。ごらんになっていただきたいと思っております。

続きまして、402、403ページにつきましては企業債の明細書となっております。

平成元年から平成29年度までで、政府資金21件、公営企業金融公庫19件、民間資金4件の種類別、発行年月日順に整理いたしておりますので、ごらんいただければと存じます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

これで大和町各種会計歳入歳出決算の説明を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

日程第13「報告第1号 平成28年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、報告第1号 平成28年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 平成28年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付しまして、次のとおり報告するものでございます。

この健全化判断比率につきましては、公営企業等まで含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めて算定する数値となっております。

1つ目として、健全化判断比率でございます。28年度決算の欄が本町の数値となっております。ございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が黒字決算となっておりますことからハイフンでの表記となります。

次に、実質公債費比率につきましては、この数値が少ないほど健全性があるわけでありまして、本年度につきましては2.8%となり、前年度より1.0ポイント比率が下がっているところでございます。

将来負担比率につきましては、将来の負担額に対しまして充当可能財源が上回っておりますことから、昨年度と同様に数値としてはあらわれないものとなっております。ハイフンでの表記となります。

早期健全化基準につきましては、この表にお示ししている数値以上になりますと早期健全化計画を策定いたしまして県や国の指導を受けることとなります。この基準が

黄色信号と言われております。

一番右の欄でございます。財政再生基準でございますが、こちらの数値以上になりますと、財政再生計画を作成いたしまして県や国の指導を受けることとなります。こちらは赤信号という状況でございます。

次に、2番目の資金不足比率でございます。本町の場合は、水道事業会計及び下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽の各特別会計が対象となっております。いずれも資金不足は生じておりませんのでハイフンでの表記ということでございます。

なお、お手元に別冊の説明資料もお配りさせていただいております。こちらには算定の基準等を記載してございますのでご参照いただければと存じます。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で報告第1号を終わります。

続いて、平成28年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

監査委員の櫻井貴子でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成28年度大和町歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

皆様のお手元に配ってございます平成28年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから5ページまでをご参照願います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました平成28年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成28年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

審査の対象といたしましたのは、平成28年度の大和町一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から水道事業会計決算までの11項目の特別会計決算でございます。

審査の期間でございますが、一般会計決算につきましては平成29年7月3日から8

月 1 日までの13日間、各種特別会計決算につきましては7月6日から7月31日までの5日間、各種基金運用状況につきましては7月3日から7月19日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては7月6日に審査いたしました。また、水道事業会計決算につきましては、7月31日に審査しております。

審査の結果でございますが、審査に付されました平成28年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整理されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定いたしました。

しかしながら、平成29年4月の例月出納検査の結果、平成27年度鶴巢小学校のり面復旧測量設計業務におきまして、皆様には既にご承知いただいているところでございますが、極めて不適切な事務処理がございました。そのため、指摘し指導いたしました。今後におきましては、二度とこのようなことのないように対処願います。

3ページをごらんください。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入総額177億9,705万2,000円、調定額184億3,451万8,779円に対しまして、収入済額は179億5,905万1,646円で、予算対比100.91%、調定対比97.42%の収入割合でございました。歳入の中核であります町税収入が前年度比率より0.73%減少してございますが、これは人口の増加によります個人町民税の伸びはございましたが、法人町民税の減少や復興事業特区に係る課税免除の増加などによるものでございます。

また、不納欠損として認定いたしました額は1,191万7,626円でございます。いずれも合法的な手続を踏んでおり、やむを得ないものと認めた次第でございます。

その結果、収入未済額は4億6,354万9,507円となっております。

一方、歳出でございますが、恐れ入ります、4ページをお開きください。

支出済額169億9,849万1,043円で、予算現額に対する執行率は95.51%になっております。また、繰越明許費として4億2,720万4,000円が平成29年度に繰り越されました。これは主に宮床中学校南校舎大規模改修工事において、事業内容等の精査に時間を要しましたことや、校庭拡張工事において取り付け道路の盛り土材の搬入がおくれ、加えまして昨年9月の台風18号による豪雨災害の災害復旧工事などによるものでございました。そのため、やむを得ないものと認定いたしました。

一般会計の不用額2億4,357万9,998円ですが、各課における事業につきましては計画的に施工され、成果を上げられております。しかしながら、多額の不用額につきましては、財源配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や住民サービスの提供を妨げる要

困となる可能性が考えられることから、予算統制と執行管理に十分注意されるよう助言したところでございます。

この結果、不用額の総額は前年度より5,804万480円少ない3億7,135万6,957円となっております。

以上によりまして、平成28年度決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適切に執行されたものと認定いたしました。

また、財政調整基金を初めとする積立基金残高は、44億632万2,000円となっております。しかしながら、各種施設の維持管理などが今後見込まれますことから、財源の重点的で効率的配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くされるとともに、経費の節減、合理化にさらなる努力を望むものであります。

次に、平成28年度末における町債の現在高でございますが、5ページ中段の表のとおりでございます。前年度に比較いたしまして、普通会計では2億9,837万3,000円の減、下水道会計で2億4,014万3,000円の減、農業集落排水事業会計で2,748万6,000円の減、水道事業会計で8,534万2,000円の減となっております。

なお、戸別浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため121万6,000円の増となっております。本町の公債費比率は2.8%となっております。

全会計を合計いたしました残高は、前年度より6億5,012万8,000円少なくなっておりますが、総額では123億4,436万1,431円と多額でございます。町債の償還につきましては、後年度以降における義務的経費の増加を招く要因となりますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層の留意をお願いしたいと思います。

次の一般会計からの財政の概要につきましては、事務局より報告いたさせます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

次に、決算審査の報告を朗読させます。監査委員事務局書記次長櫻井修一君。

書記次長 (櫻井修一君)

失礼いたします。書記次長の櫻井でございます。代表監査委員に引き続きまして、平成28年度各種会計決算意見書を朗読説明させていただきます。

意見書6ページをお開き願います。

②財政収支の状況でございます。



本町の財政収支普通会計、この普通会計であります、地方財政におきまして、統計上、統一的に用いられる会計区分でございまして、本町の場合は一般会計と奨学事業会計となります。これら普通会計につきましては、歳入決算総額120億296万円、歳出決算総額113億2,020万1,000円となります。歳入につきましては昨年度と比較し6億3,656万5,000円の増、歳出におきましては9億560万9,000円の増となっております。歳入歳出差引額につきましては、6億8,275万9,000円となり、繰越明許費によります翌年度に繰り越すべき財源は1億8,811万9,000円であるため、実質収支4億9,464万円の黒字となりました。単年度収支につきましては3億965万4,000円、実質単年度収支におきましては2億9,362万4,000円とそれぞれ赤字となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

次に、⑤財政分析主要指数の推移でございます。

過去3年間の指数の推移につきましては下表のとおりでございます。財政力指数につきましては、前年度より0.044ポイント増加し、0.780となりました。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、前年度と比較し9.1ポイント増加し、88.0%となりました。しかし、指数的にはまだ高く、財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。また、公債費比率は0.9ポイント減の2.8%、地方債許可制限比率は0.7ポイント減の2.1%と減少したものの、今後も財政運営には十分留意する必要があります。

それでは、下の表、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要をお示ししますと、平成28年度一般会計予算額は119億8,332万3,000円、収入済額119億9,485万円となり、前年度と比較し収入済額で5.6%の増となっております。詳細につきましては、10ページから13ページに記載のとおりでございます。その部分は割愛させていただきます。

14ページをお開き願います。

歳入状況を見ますと、町税で1億379万8,000円、前年度におきましては1億116万4,000円であります。以下、記載のとおり収入未済額が生じております。この中で、国庫支出金につきましては繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳につきましては、町民税4,500万3,000円、固定資産税5,539万9,000円、軽自動車税339万6,000円、総額で1億379万8,000円となり、前年度と比較して263万5,000円の減となっております。一方、後述するように、国保税の収入未済額も昨年度より903万9,000円の減となったものの、1億2,802万5,000円という多額な未済額になっておりますので、徴収に対する努力は認めるところですが、税の

公平負担の原則から、徴収率向上のために策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものであります。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入の収入未済額につきましても、税と同様、収入確保に特段の努力を望むものであります。町税の不納欠損処分につきましては、前年度と比較し、142万6,000円減の522万4,000円となっておりますが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めたところでございます。

次に、16ページをお開き願います。

第11款地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年度対比で18.04%の減の16億8,253万4,000円となりました。これを歳入全体の構成比で見ますと14.03%を占めております。

内訳につきましては、普通交付税が7億2,936万9,000円、前年度と比較して5億7,779万3,000円、44.20%の減となりました。特別交付税につきましては、27.83%増の9億5,316万5,000円となりました。この結果、交付税全体で3億7,029万2,000円の減となりました。

次に、17ページ、(3)歳出の総括でございます。

平成28年度一般会計歳出予算額は119億8,322万3,000円、支出済額は113億1,243万9,000円で、予算に対する執行率につきましては94.40%でございます。支出済額を前年度と比較しますと9億680万7,000円の増、不用額につきましては2億4,350万円が生じております。

次の4行を割愛させていただきます。

繰越明許費につきましては、件数で14件、金額で4億2,720万4,000円となり、前年度と比較し、金額で1億1,385万4,000円の減となりました。内訳でございますが、総務費971万3,000円、民生費6,285万7,000円、農林水産費2,103万6,000円、土木費7,511万円、教育費1億8,988万8,000円、災害復旧費6,860万円となっておりますが、それぞれの事情によりやむを得ないものと認めたところでございます。

不用額につきましては、前年度に比較しまして6,703万3,000円の減となりました。事業の未執行は見受けられませんが、予算の補正措置等により他の事業に振り分けるなど有効な活用に十分配慮すべきであります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

22ページをお開き願います。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計でございます。平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入予算額26億3,652万1,000円、収入済額27億3,652

万1,000円となっており、歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比につきましても95.42%となっており、収入未済額1億2,802万5,000円が発生しております。これは、前年度と比較し903万9,000円の減となっておりますが、予算の4.86%を占めるほど多額なものとなっております。不納欠損額につきましても、前年度と比較し170万7,000円の減となっており、その金額は340万8,000円となっております。しかし、合法的な手続により行われていることから、やむを得ないものと認めました。

国税の徴収率につきましては、80.79%と0.59ポイントの増加となり、その内訳であります。現年度につきましても0.34ポイント増の90.93%、滞納繰越分につきましても3.16ポイント減の40.30%となっております。

収入済額につきましては、現年度分が前年度より943万7,000円の減少、滞納分につきましても1,354万6,000円の減少となっております。収入未済額は減少しているとはいえ1億2,802万5,000円と多額となっておりますので、今後も町税等徴収事業計画に基づき、特段の徴収努力を望むものであります。

歳出につきましては、支出済額25億6,270万7,000円で97.20%の執行率となっております。被保険者数につきましては5,279人となり、前年度と比較し238人、4.31%の減となっております。

32ページをお開き願います。

次に、(8)下水道事業特別会計でございます。

下水道事業特別会計につきましては、歳入予算総額8億5,729万円、調定額8億7,666万8,000円、収入済額8億6,709万7,000円、予算対比101.14%、調定対比98.91%となりました。

なお、収入未済額の内訳につきましては、受益者負担金190万4,000円、下水道使用料750万7,000円となっており、前年度と比較しまして受益者負担金で53万2,000円の減、下水道使用料で20万4,000円の減となっております。不納欠損処分につきましても8万円となっておりますが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況につきましては、水洗化率が87.58%と前年度対比で0.26ポイントの増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており適正と認めました。

なお、ただいま申し上げました以外の特別会計につきましても、歳入歳出とも議決どおり執行されており、適正と認めております。

次に、33ページをお開き願います。

続きまして、第5大和町水道事業会計でございます。

ページ中ほどの地方財政状況から朗読説明申し上げます。

収益的収支におきまして、収入総額（税抜き）9億7,389万6,504円に対しまして、支出総額が（税抜き）9億573万2,017円となり、その差引額6,816万4,487円が当年度の純利益となっております。

以下6行ほど割愛させていただきます。

また、資本的収支につきましては、収入総額（税込み）3,791万3,000円に対しまして、支出総額（税込み）1億8,557万6,385円となり、その差1億4,766万3,385円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億4,095万1,385円、消費税資本的収支調整額671万2,000円をもって補填しております。

なお、今後の見通しとしては、緩やかな回復基調が続いているもののまだまだ好景気がうかがえない状況であり、本年の収益的収支につきましては営業収益でもある給水収益は微増であります。加入金や開発負担金等につきましては今後さらに減少が見込まれることから、経常収支は厳しいものになることが予想されますので、誘致企業従業員の定住等によります水需要の増加を期待するとともに、有収率の向上による財源の確保を図り、近隣水道事業体と同様に、料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものであります。

経営につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、38ページをお開き願います。

第6財産管理であります。

公有財産の管理につきまして、普通財産、行政財産とも取得、処分、所管がえ等の都度、台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られておりました。

2行ほど割愛させていただきます。

肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りがなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

それでは、引き続きまして39ページを参照願います。

平成28年度財政健全化審査及び経営健全化審査の結果につきましてご報告いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました平成28年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

40ページをお開きください。

普通会計財政健全化の審査意見でございますが、審査の概要につきましては割愛させていただきます。

次に、審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。具体的比率につきましては、中段以下の表をごらんください。

個別意見でございますが、実質赤字比率につきましては、平成28年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は6.98%と適正な比率となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成28年度の連結実質赤字比率は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は18.96%と適正な比率となっております。

実質公債費比率についてでございますが、平成28年度の実質公債費比率につきましても2.8%となっており、早期健全化基準の25%を下回り、良好な比率でございます。

将来負担比率につきましては該当なしとなり、前年度同様に良好であります。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計並びに戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査意見でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎になります書類につきましては、いずれも適正に作成されておりました。

水道事業会計は5億7,143万7,000円、下水道事業特別会計が1,398万8,000円、農業集落排水事業特別会計が387万3,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が410万3,000円

の資金余剰があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認定いたしました。

特に指摘する事項はなく、改善を要する事項はございません。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

---

#### 決算特別委員会の設置について

議長（馬場久雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたのでご報告いたします。委員長に門間浩宇議員、副委員長に堀籠日出子議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月9日から9月14日までの6日間、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月9日から9月14日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月15日の決算特別委員会終了後といたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後1時42分 延 会